

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	誕生祝金 対象者：1歳に達した子を有する者。（戸籍法第49条に定める届出を行った時から継続して住民である者） 内 容：1子につき5万円を助成する。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	誕生祝品 対象者：1歳に達した子を有する者。 内 容：対象者が選んだ村産材を使用したおもちゃを贈呈。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	がんばる子育て応援手当 対象者：6か月を超えて継続して住民である方で、3人以上の子を有し、かつ生計を同じくする者。 内 容：3人目以降の対象児童1名に対して月額1万円を支給する。児童のうち高等学校（特別支援学校及び高等専門学校を含む。）に就学する者が2人以上あり、そのうちに第2子にあたる児童がいるときは、支給月額に1万円を加える。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	がんばる子育て応援特別手当 対象者：3人以上の子（税法上の扶養家族）を養育（生計同一）する方 ○対象となる子：平成26年4月2日以降に生まれた子 ※現行のがんばる子育て応援手当との重複支給はありません。 内 容：○手当月額：3人目以降の子一人につき50,000円 ○住居要件 受給者（親等）・・・6ヶ月を超える住民登録 3人目以降の子・・・出生時から住民登録している子 ○所得制限 受給者（親等）・・・所得が250万円以下であること。 世帯員・・・世帯全員の収入合計が600万円以下であること。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	学校給食費の免除 対象者：村内の保育園に通う園児、または小中学校に通う児童 内 容：子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所及び小中学校の給食費の保護者負担を免除している。 問合せ：《保健福祉課、教育委員会》 TEL：0274-59-2309、0274-59-2657
	子供福祉医療の充実 対象者：18歳になる年度までの子ども（入院・外来ともに無料） 内 容：子ども医療費（入院・通院）について、医療保険の個人負担分を村と県で全額負担。 問合せ：《保健福祉課》 TEL：0274-59-2309
	入学祝金 対象者：小学生または中学校に入学する子を有する方 内 容：支給金額：30,000円 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111

分類	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	はばたけ未来祝金 対象者： 前年度に中学校を卒業し、4月1日時点で住民登録のある子を有する方 内 容： 支給金額：30,000円 問合せ： 《振興課》 TEL：0274-59-2111
	結婚祝金 対象者： 対象は、村に定住の意思（10年以上）のある満45歳以下の者。 内 容： 1組あたり20万円を助成する。 問合せ： 《振興課》 TEL：0274-59-2111
	通学費の補助 対象者： 小・中学校へバス通学する児童（遠方に居住）。 内 容： 定期券購入に係る費用を全額助成する。 問合せ： 《教育委員会》 TEL：0274-59-2657
	奨学金の貸与 対象者： 高等学校、高等専門学校、大学、短大及び専門学校に在学する生徒 内 容： 自宅通学者には月額1万5千円、自宅通学者以外には月額5万円を貸与している。返済は、卒業後一年を経過した年の翌月から返済。ただし、奨学生が卒業した後、村民として在村し、1年以上就業した方については、その期間に限り返済を免除。 問合せ： 《振興課》 TEL：0274-59-2111
	保育所の設置 対象者： 保護者の方が仕事や病気のため家庭で児童を保育することができない家庭の就学前の幼児 内 容： 保育料月額 無料 1歳半～2歳児 5,000円/月 問合せ： 《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2729
	学童保育所の設置 対象者： 日中保護者のいない家庭の小学4年生以下の児童を対象に、生活、遊びを通じてこどもの健康と健全な成長を助けることを目的としています。 内 容： ○保育時間： 平日＝下校時から午後6時まで 休校日（春、夏、冬休み、学校行事による振り替え休校日など）＝午前8時から午後6時 ○利用料：5,000円/月（8月は8,000円） 問合せ： 《保健福祉課保育所》 TEL：0274-59-2729

分類	事業名（対象者・内容）
住宅 支 援	住宅資金借入金利子の助成 対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。 内 容：住宅に関する借入れ資金のうち新築は500万円、増改築は300万円を上限に当該借入の利息を標準的な借入れ条件に置き換えて全額助成（最長10年）。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	住宅取得応援金 対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。 内 容：住宅取得年の前年の所得金額（後継者及びその配偶者の合計）が300万円以内の後継者に対し、住宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成する（最長5年）。 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
	住宅地用区画の賃貸 対象者：対象は、村に定住の意思のある満45歳以下で、建築家屋の取得予定者。 内 容：上野村大字乙父地区の定住促進住宅用地区画の賃借。賃借契約日から2年以内に住宅の建築を完了の上、住民票を異動し実際に入居すること。（売買契約ではなく賃料一括払いの賃貸借契約） 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111
その他	生活補給金の支給 対象者：○資格要件：新たに後継者となった方で安定的な所得（前年度所得が250万円以下）が得られない方（2年目より150万円以下の方） 内 容：○奨励措置：1世帯あたり50,000円/月、独身者は30,000円/月 ○助成期間：3年 問合せ：《振興課》 TEL：0274-59-2111